高浜発電所3、4号機の長期施設管理計画の認可について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、令和6年8月20日、原子炉等規制法に基づき、高浜発電所3、4号機の高経年化対策に係る長期施設管理計画を策定*し、原子力規制委員会に認可申請を行っていたが、本日、原子力規制委員会から長期施設管理計画の認可を受けた。

※:「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」は令和5年5月31日に改正され、令和7年6月6日に施行される予定である。30年を超えて運転をしようとする場合、10年以内毎に設備の劣化に関し、技術評価を行い、その結果に基づく長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。また、同法の施行日前においても「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」に基づき申請することができる。

〈添付資料〉

・高浜発電所3、4号機 長期施設管理計画の内容 (関西電力株式会社)

問い合わせ先 原子力安全対策課(担当:齋藤) 内線 2353・直通 0776(20)0314

高浜発電所3、4号機 長期施設管理計画の内容

記載項目	内容
長期施設管理計画の期間	改正された原子炉等規制法の施行日から運転開始50年目を経過する日までの期間。 3号機:2025年 6月 6日 から 2035年 1月16日 4号機:2025年 6月 6日 から 2035年 6月 4日
劣化評価の方法およびその結果	従来の高経年化技術評価を踏まえて、長期施設管理計画に必要な劣化評価の方法およびそ の結果等を計画に定める。
劣化管理に必要な措置 (従来の長期施設管理方針含む)	従来の長期施設管理方針に加え、現在行っている保全活動等を長期施設管理計画に定め、 劣化管理を実施していく。
技術の旧式化等の措置	発電所の安全運転の維持・向上を図ることを目的に、製造中止品情報の管理プログラムに基づき、各メーカから製造中止品情報等を収集していく。また、必要に応じて代替品の選定、検証を継続的に実施していく。
劣化管理に係る基本的な 方針および目標	劣化を管理するための保全活動を確実に実施していく。今後とも国内外の運転経験や最新 知見を踏まえ、劣化評価や長期施設管理計画の見直しの検討を行っていく。
劣化管理に係る 品質マネジメントシステム	原子力施設の保安活動のための品質マネジメントシステムに基づき、劣化管理に関する一 連のプロセスを実施していく。